



～ ご誕生おめでとうございます ～



下記の項目に該当する場合は、各窓口において手続き願います。

平成23年5月1日現在

項目	手続き内容	持参するもの	窓 口
住民関係	出生届（生後2週間以内に提出）	・出生届 ・印鑑（認印）	住民生活課 （0145）22-2940
	母子手帳への出生証明	・母子手帳	追分住民総合相談室（追分地区） （0145）25-2411
国民健康保険・医療制度関係	国民健康保険の資格取得届（国保に加入する場合のみ）	・印鑑（認印）	健康福祉課保険医療室（追分地区） （0145）25-4556 早来住民総合相談室（早来地区） （0145）22-2512
	国民健康保険の出産育児一時金支給申請書（出産した方が出産時に国民健康保険に加入していて、他の健康保険から同様の一時金を受け取ることができない方のみ）	・印鑑（認印） ・通帳（ゆうちょ銀行不可）	
	乳幼児医療費助成制度の取得	・印鑑（認印） ・出生した児童の保険証 場合によっては、所得・課税証明書	
児童手当関係	子ども手当認定請求（所得制限有、公務員以外で現在手当てを受けていない方）	・印鑑（認印） ・保険証（保護者のもの） ・所得証明書（1月1日現在で、安平町に住所がない場合のみ）	健康福祉課（追分地区） （0145）25-4556 早来住民総合相談室（早来地区） （0145）22-2512
	子ども手当額改定（公務員以外で既に手当てを受けている方）	・印鑑（認印）	
	児童扶養手当額改定請求（現在児童扶養手当を受けている方）	・世帯員全員の住民票 ・出生した児童の戸籍抄本	
公住関係	公営住宅同居承認申請書	・印鑑（認印） ・出生した児童の住民票	施設課（早来地区） （0145）22-2516 追分住民総合相談室（追分地区） （0145）25-2411

上記手続きについては、一般的なものであり、特殊なケースは記載しておりませんので、ご了承ください。